

《通知まとめ》

厚労省（4/7 事務連絡）：県知事から当該施設の使用制限や使用停止に係る要請がなされる場合がある。

要請がなされていない場合でも、利用者の状況や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことにより、サービスの提供を縮小するなど、感染拡大防止のための対応を検討したうえで、支援の必要な利用者に対する支援を提供する。

神奈川県（4/7 実施方針）：・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。

横浜市（4/8 健障サ 245）県知事は、学校や社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）等に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止その他感染症防止のために必要な措置を講ずるよう要請することが可能となりました。

「高齢者・障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）に事業継続を要請しています。

横浜市（4/8 健障サ 274）事業所は通所利用者の受け入れを継続してくださるようお願いいたします。ただし、利用者等が新型コロナウイルスの感染防止のため、やむを得ず在宅での利用を希望する場合には、下記の要件を満たした上で在宅での利用も可とします。

横浜市（4/10 健障サ 346）事業所は共同生活援助（グループホーム）利用者を継続して支援してくださるようお願いいたします。ただし、利用者が新型コロナウイルスの感染防止のため、利用者の希望により実家等へ帰宅する場合には、下記のすべての要件を満たすことで報酬の算定対象とします。

厚労省（4/9事務連絡）

- ・ 都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けて休業している場合
- ・ サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合

に利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

他Q & A（追加）